

## 里山ファン活動支援事業補助金の運用に関する Q & A

令和6年1月

Q1：里山ファン活動とはどのような活動ですか？（どのような活動が補助金の交付対象になりますか？）

A： 中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民等が、中山間地域に興味や愛着を持ち、里山の魅力や恵みを共有しながら、協働で中山間地域のコミュニティを担う活動です。

各地区の住民自治協議会等が企画し、中山間地域を有する地区において実施するもので、中山間地域を有する地区の住民自治協議会が設定する課題に協働で解決に当たる活動、または、中山間地域の地域資源の活用により相互に課題解決に当たる活動です。

Q2：これまでどのような活動に補助金が交付されていますか？

A： これまで、次のような活動に補助金が交付されています。

- ・ 農業体験をとおして、市街地と中山間地域の交流人口の増加を図るとともに、遊休農地の解消を目指す活動
- ・ 繁茂した竹林を整備し、農地の荒廃化防止や有害鳥獣対策を図るとともに、竹林から育まれるタケノコの収穫をとおして、地区間の交流を深める活動
- ・ 県立大学の学生が、共同作業や農作業等に地域住民と取り組む中で、地域課題の解決に向けた提案を行う活動
- ・ 地区外の住民を対象にした、地域の共同作業の担い手を育成する活動

Q3：補助金額は？

A： 補助対象経費の10分の10以内、10万円が限度です。

ただし、申請（交付決定）額が予算額に達した時点で受付を終了しますので、留意してください。

Q4：補助対象団体は？

A： 住民自治協議会と市内に拠点を置くNPO法人です。

活動ごとに住民自治協議会あるいはNPO法人それぞれを対象とします。

なお、NPO法人が行う活動については、1回当たりの参加者が10人以上であることが必要です。

Q5：中山間地域以外の地区の住民自治協議会が、移動のためバスを借り上げる場合、借上料は補助対象経費になりますか？

また、中山間地域を有する地区の住民自治協議会が、その経費を申請することは可能ですか？

A： 移動のためのバスの借上料は、補助対象経費として差し支えありません。

また、中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区のどちらで申請いただいても構いません。

ただし、双方で申請する経費が重複しないように注意してください。

Q6：補助対象経費となる「事業を安全に実施するために必要な飲料水等」には、水分補給に適した飲み物のほか、塩分補給のためのタブレット等も対象になりますか？

A： 糖分の入ったスポーツドリンク等、水分補給に適した飲み物のほか、塩分補給のためのタブレット等の購入費も補助対象経費として差し支えありません。

ただし、一般的には「おやつ」と解釈されるものについては、補助対象経費にはなりませんので、注意してください。

なお、熱中症を予防するため、参加者自らが飲料水等を持参し、こまめに水分・塩分補給を行うよう、配意してください。

Q7：1つの住民自治協議会が2事業以上の申請をすることは可能ですか？

A： 可能です。

別の事業を行う場合や、同じ内容の事業でも、日を変えて別の団体と実施する場合、申請することが可能です。

Q8：田植え体験と稲刈り体験は2事業として取り扱えますか？

A： 同一の団体で農業体験を実施する場合、田植えと稲刈り、収穫祭は、時期は異なりますが、一連の農業体験とみなし、1事業として取り扱うことになります。

Q9：例えば、篠ノ井信里（中山間地域）と信里以外の篠ノ井地区（中山間地域以外）の住民が事業を実施した場合、補助の対象になりますか？

A： 補助対象の事業にはなりません。

中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民が同一の地区となる活動は、中山間地域を有する地区が、自ら行う事業であるため、補助の対象にはなりません。

Q10：リンゴの葉摘み体験と施設見学を同時に実施する場合、両方の経費を補助対象として構いませんか？

A：リンゴの葉摘みについては、中山間地域の課題解決に当たりますが、施設見学は、単独では地域の課題解決とは言えないので、補助対象とはなりません。

ただし、施設見学をリンゴの葉摘み体験の一環として行う場合は、両方の経費を補助対象として申請することは可能です。

Q11：補助金の申請に当たって、団体に別会計を設ける必要はありますか？

A：基本的には補助金申請のために特別会計を設ける必要はありません。

実績報告に関する事業の収支決算、経費の支出を証明する書類と、団体の会計に係る通帳との支出金額の一致などが容易に分かる状態であれば結構です。

Q12：中山間地域を有する地区の住民自治協議会が、地元の大学と実施する活動も対象になりますか？

A：大学生を中山間地域以外の地区の住民と捉え、補助事業の対象となります。

ただし、この場合の補助対象団体は、住民自治協議会のみとなります。

Q13：中山間地域以外の地区の住民等の参加者数に縛りはありますか？

A：中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民等が協働で、あるいは相互に課題解決に当たる事業ですので、中山間地域を有する地区の住民のみの事業にならないよう、中山間地域以外の地区の参加者が、半数以上になるようにしてください。

なお、中山間地域以外の地区の参加者数は、概ね 10 人以上を目安としてください。